



## 第23回 PEG・在宅医療学会学術集会報告

### 第23回 PEG・在宅医療学会 学術集会の開催報告

福岡大学 筑紫病院外科教授 前川 隆 文



この度、第23回 PEG・在宅医療学会学術集会を平成30年9月15日（土）に福岡国際会議場で開催いたしました。福岡大学といたしましては、第12回 PEG・在宅医療研究会を先代の福岡大学医学部消化器外科の山下 裕一教授が開催されて以来、実に11年ぶりに博多で開催させていただきました。

今回の学術集会のメインテーマは「絆」～PEG診療から在宅医療へ、つなごうチーム医療～とさせていただきました。本学会の前身でありますHEQ研究会（Health care, Endoscopic therapy and Quality of life）が、実に20数年前から内視鏡治療により在宅に復帰された患者さんのQOLを高めようとこれらの諸問題に取り組んできた実績のある学会であります。今回は種々のPEG技術の進歩やさらに在宅復帰、そして在宅での患者さんのQOLの向上につとめる、様々な職種、医科医師だけでなく、歯科医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、介護士、訪問看護職員などなど、いろんな職種で繋ぐチーム医療に焦点を当てたいと考え誠意準

備いたしました。おかげさまでシンポジウム（PEG患者さんに対する在宅医療支援、私たちの取り組み）1演題、PEGチーム医療委員会企画のパネルディスカッション（慢性腎不全の胃瘻患者に関わる多職種連携）1演題とワークショップ（PEG管理におけるチーム医療）1演題、また特別講演には今回ユネスコ世界遺産に登録された「宗像 沖津宮」について九州大学名誉教授の西谷 正先生に『世界遺産（神宿る島）宗像・沖ノ島と、神社、古墳』と題して御講演を賜りました。さらに胃壁固定に関する調査委員会報告を1演題、要望演題2演題、ランチョンセミナー2演題、そして一般口演30演題など総演題数は60を超える多数の皆様にご発表いただきました。これも関係諸兄のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

しかし、今年は例年に無く災害続きの年となり、7月上旬の西日本豪雨災害や9月4日の台風21号被害そして翌9月5日の北海道地震災害などが発生し、一時は開催延期も考慮する事態となりました（注：後から判ったことですが、当日は

#### CONTENTS

第23回学術集会開催報告	1	第2回 PEG・在宅医療学会理事会・代議員会議事録	5
2018年度第6回 PEG・在宅医療学会論文賞	2	2018年12月以降 胃瘻関連研究会一覧	7
2018年度第3回 PEG・在宅医療学会チーム医療特別賞	3	ひろば「イグノーベル賞を受賞して」堀内 朗	8
第24回学術集体会告	4	事務局インフォメーション/入会案内/会則	10
会長挨拶	4	投稿規定/胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則～資格認定条件細則	11

福岡ドームで関ジャニ公演や倅田來未の公演そして中洲ジャズフェスタで日野皓正公演が重なり宿泊施設の獲得に難渋されたこと)。なんとか学会集會開催に至り当日は前回の学会集會よりは少ないものの280名を超える学会会員の皆様にご参加いただき、盛会裡に無事終了することができました。

本学会集會が、会員の皆様にとりまして実りある学会集會となりますれば、会を企画した一人として大変幸甚に存じます。

最後に学会会員の皆様の益々のご健勝を祈念して、学会集會開催報告とさせていただきます。ありがとうございました。



上野理事長

西口事務局長

前川学会会長



PEG チーム医療委員会企画シンポジウム終了後 集合写真

## 2018年度 第6回PEG・在宅医療学会 論文賞

受賞者：山田桐絵（山本記念病院 栄養科）

受賞論文：マーメッドの形状変化と胃酸分泌抑制薬による影響の検証（原著）

p5-p12 在宅医療と内視鏡治療 vol 21 No.1 Sep. 2017

2013年度より、掲載論文の＜原著および臨床経験＞の中から＜論文賞＞を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学会集會時に授賞式を行います。



## チーム医療特別賞

PEG チーム医療委員会 委員長 小川 滋彦

去る9月15日、第23回 PEG・在宅医療学会最後のセッションとして、PEG チーム医療委員会企画が二部構成で行われた。前半の第一部ではテーマ「慢性腎不全の胃瘻患者に関わる多職種連携」を当委員会委員がおなじみのリレー形式で行うミニ講座であり、後半のワークショップは各地の胃瘻関連研究会から推薦されたメディカルスタッフの演題(演者)の中から優秀演題を「チーム医療特別賞」として表彰するという企画だった。チーム医療特別賞は一昨年から設けられた賞であり、当日の委員の投票により決定するが、今年度から新たに、本学会を看護師としてリードして来られた梶西ミチコ氏の業績を記念して、「梶西賞」を設けることとした。

今回は、北海道胃瘻研究会から2題、長野県胃ろう研究会、滋賀 PEG ケアネットワーク、南薩 PEG と経腸栄養を学ぶ会、北陸 PEG・在宅栄養研究会から各1題づ

つ推薦された計6題がノミネートされ、その中から「南薩 PEG」推薦の明世会信愛医療療育センター尾寄友美氏(管理栄養士)による「胃瘻造設その前に～チーム医療の取り組みとその重要性」が最優秀賞と梶西賞をダブル受賞され、残り5題も優秀賞として表彰された。

各地域の研究会から推薦演題(演者)を出してもらうには、まず各研究会においてメディカルスタッフの優秀演題を選定することが協議決定され、なおかつ発表者に対し他学会ではなく当学会での発表をお勧めして頂くという二段階のコンセンサスを経なければならないが、メディカルスタッフの方々にとっては大変励みになるものと考えられる。

ぜひ来年はこのニュースレターに会告を掲載している地元研究会の世話人の皆様にもご協力いただき、チーム医療特別賞の対象演題を増やしていきたい。



CLINY

摂食嚥下リハビリテーション専用

### 食道拡張用バルーンカテーテル

食道入口部の拡張(バルーン法)専用として開発された  
ダブルバルーンカテーテル



ダブルバルーン構造



バルーンの位置が透視下で確認できる造影リング  
狭窄部でカテーテルを固定させる固定バルーン  
狭窄部を拡張させる拡張バルーン



CREATE MEDIC CO.,LTD.

本社 横浜市都筑区茅ヶ崎南2-5-25 <http://www.createmedic.co.jp>  
TEL:045-943-3929 FAX:045-943-9084 E-MAIL:cliny@createmedic.co.jp

医療機器届出番号:14B1X00007000023

# 第24回 PEG・在宅医療学会学術集会会告

## 第24回 PEG・在宅医療学会 ご案内

大阪市立十三市民病院 外科 西口 幸雄

この度、第24回 PEG・在宅医療学会学術集会学術集会長を拝命致しました大阪市立十三市民病院 西口幸雄です。大阪で開催されるのは、恩師の大阪市立大学名誉教授 曾和融生先生が第2回学術集会を1997年に難波の南海サウスタワーホテル大阪(現スイスホテル南海大阪)で、ゆうメディカルクリニック 永井祐吾先生が第20回学術集会を2015年に大阪国際交流センターで開催されて、今回で3回目の開催となります。今回も第20回学術集会と同じく大阪国際交流センターにて開催致します。

会期は2019年9月7日で、前日に各種委員会、理事・代議員会が開催されます。また、学術集会翌日には第18回日本 PTEG 研究会が神戸市立西神戸医療センター 井谷智尚先生を会長に、同会場で開催されます。大阪で PEG・在宅医療学会学術集会が開催されますのは3回目となりますが、ここ大阪は大阪大学の故岡田正元教授が栄養療法の重要性を全国に先駆けて唱えられた地であります。また、恩師の大阪市立大学名誉教授 曾和融生先生が全国に先駆けて1995年に「関西 PEG 研究会」を千里で開催されました。これは、本学会の前身である HEQ 研究会の第一回目開催の前年であります。その栄養療法発祥の地であり、PEG 研究会の発祥の地である、PEG・在宅医療学会を主催することは大変名誉なことでもあります。

PEG を取り巻く環境は厳しくなったといわれます。「マスコミが悪い」と言いますが、その原因の一端は医療従事者にあります。特に医師です。栄養療法に関する正しい知識が乏しいため、PEG パッシングに流され、医師も PEG パッシングしているのだと思います。今こそ正しい栄養療法の啓蒙を行っていく必要があると思います。

今回のテーマは「以和為貴」と致しました。聖徳太子の17条憲法の中にある文言です。会場の大阪国際交流センターがある場所は、近くに聖徳太子が建立した四天王寺があります。その聖徳太子は17条憲法で「和を以て貴しとなす」と言われました。それは「和する(仲良くする)ことが貴い」ということです。「和する」は人と同じにする「同する」ではありません。

「和する」ためにはお互いに十分議論し合う必要があります。「しっかり議論して和することが貴いのです」という意味です。本会でも十分に議論がなされ、和をなしてほしいと思います

二つのテーマを設定致しました。一つは「PEG をすることで、こんなに良かった」です。ほかの栄養療法を行っていたが、PEG に変更することで、こんなに良いことが多くなった。PEG からこんな栄養剤、こんな投与方法が可能となり、こんなに良くなった。

もう一つは、「PEGに関するエビデンス」です。造設、交換、適応、合併症、栄養剤など数値化されたデータであれば、どのようなことでも結構です。すべて出してほしいと思います。このようなデータが一番欠けているのが、この分野です。

大阪の地は、楽しいところがたくさんあります。歴史が好きなら四天王寺が近くにあります。食べ物が好きなら、いたるところに「おいしい粉もん」があります。USJ もあります。阪神タイガースの甲子園球場も近くにあります。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life

以和為貴

第24回 PEG・在宅医療学会学術集会

2019年9月7日(土)  
大阪国際交流センター

9543-0001 大阪府天王寺区上本町8-2-6

TEL: 06-6376-3091  
FAX: 06-6376-2382  
E-mail: peg24@stargroup.co.jp

http://peg24.jp

## 皆が学ぶ場、PEG・在宅医療学会

PEG・在宅医療学会 理事長 上野 文昭

今年のPEG・在宅医療学会学術集会は、福岡大学筑紫病院外科、前川隆文教授のお世話により博多において開催され、多くの会員にとって有意義な1日となりました。直近の時期には台風、豪雨、地震等で全国に大きな被害が出ていた折でもあり、その影響が心配されましたが、被害を受けた地域の方々も元気な顔を見せていただき一安心いたしました。周到にご準備され、運営にご尽力いただいた前川会長はじめ関係の方々のご努力が報われたことをご喜び申し上げます。

さて今年はPEG・在宅医療研究会から学会となって2回目の学術集会でした。学会化するにあたり最も懸念されたことは、自由な研究の場から学問の場として敷居が高くなることでした。特に実地診療医師や医師以外の医療提供者が多数参加している当学会は、その問題を避けて通ることができません。けれども昨年と今年の学術集会を見る限り、相変わらず多くの職種の会員が参加され、多様性のある発表や討議が続いていたのは喜ばしい限りです。

学会が学術成果の発表の場であることは、日本では常識化されて

います。しかし私は少し異なる見方をしています。世界最古の医学系学術団体は16世紀に創立された英国王立内科学会(Royal College of Physicians: RCP)で、今年五百年を迎えました。そこではSocietyでなくCollegeという呼び方をしていることが目を引きます。その後英国圏や北米で設立された医学系学会もCollegeと呼ばれているものが多くあります。なぜCollegeなのかというと、会員を教えることを第一義としているからです。学術成果の発表もありますが、あくまでも教育が最優先の使命です。

PEG・在宅医療学会の会員は多様で、皆それぞれ学ばなければならないことがあるはずで、学術的発表も大切ではありますが、年に1回学術集会に参加すれば適切な知識を得られるという有意義な学習の場を提供することも、学会としての大きな使命と考えます。



## 第2回 PEG・在宅医療学会 理事会・代議員会 議事録

2018年9月14日(金) 16:00~18:00  
福岡電気ビル共創館3階 カンファレンスC

### 【出席者】

馬場忠雄、増田勝紀、加藤隆弘、嶋尾仁、永井祐吾、上野文昭、北川泰久、井上善文、西口幸雄、前川隆文、合田文則、鈴木裕、倉敏郎、有本之嗣、徳毛宏則、高橋美香子、松本昌美、今枝博之、小川滋彦、西脇伸二、森瀬昌樹、津川信彦、岡野均、吉野すみ、蟹江治郎、松原康美、松本敏文、鮎田昌貴、今里真、大石英人、妙中直之、村上匡人、瀧藤克也、日下部俊朗、村松博士、三原千恵、鷲澤尚宏、伊藤明彦、伊東徹、小西英幸、赤津裕康、西山順博、吉田篤史、犬飼道雄、黒山信一、比企直樹、細江直樹、汐見幹夫

(計48名、内15名議決権あり)(敬称略)

### 【欠席者】

比企能樹、曾和融生、鈴木博昭、武藤輝一、青木照明、加藤紘之、畠山勝義、北野正剛、田尻久雄、山下裕一、小原勝敏、櫻井洋一、前谷容、武藤学、葛谷雅文、伊藤義人、城本和明、小野沢滋、朝倉徹、高塚健太郎、堀内朗、畠山元、今本治彦、玉森豊、高見澤滋

(計25名、内4名委任状提出)(敬称略)

・理事長挨拶 上野文昭

・第23回学術集會会長報告 前川隆文

この1年で起こった自然災害で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。11年振りの福岡での学術集會開催ということで皆様のお力も借りて明日開催の運びとなりました。明日の学術集會を成功させたいと思いますので明日もどうぞよろしく願いいたします。

・第22回学術集會会長報告 倉敏郎

昨年平成29年9月23日(土)に札幌コンベンションセンターにて開催。参加者は379名で盛会であった旨の報告があり、会員の皆様の協力に対し謝辞が述べられた。また学術集會運営について決算報告があり、余剰金¥942,558-については振込手数料を差し引いた¥941,694-を学会に寄付として返金手続を済ませた旨報告があった。

・議題

### 【審議事項】

1. 2017年会計報告 財務委員長 妙中直之

2017年度収支決算が資料に基づいて報告された。

- ・収入が予算よりも少し少ない。
- ・個人・施設会費の年会費納入率はますますだが、賛助会員の納入率が低い。
- ・前年度学術集會の余剰金の納付が¥941,694-あった。

上記事項を含めての説明があり、満場一致にて承認を得た。

2. 2019年予算案 財務委員長 妙中直之

資料に基づいて説明があった。

- ・会費収入、広告収入は前年度の数値を参考に算出している。
- ・2019年度は資格認定資格審査及び登録が多いと予想されるので増額している。

繰越金が少しずつ減ってきているのが現状であり、収支のバランスを考えると学術集會開催補助金や、理事会開催費等の減額も検討していかねばならないかもしれない。2018年度予算について満場一致にて承認を得た。

3. 第26回学術集會会長の選出 理事長 上野文昭

第26回学術集會会長として、理事長から実績及び地域性を考慮し北陸地方の小川滋彦理事が推薦され、満場一致にて承認を得た。

4. 学会役職者人事 役職者選出委員長代理 西口幸雄

資料に基づいて報告があり、2019年度の理事候補3名、学術評議員候補3名が満場一致にて承認を得た。年度に伴う就任及び退任についても資料に基づいて報告があった。そのうち、2018

年度末退任予定者に理事長、監事が退任となることから監事の後任について西口事務局長から有本之嗣理事が推薦された。監事の後任についても満場一致にて承認を得た。

5. 第7回資格審査結果 認定制度委員長 永井祐吾  
第7回資格認定審査の審査結果について資料に基づき報告があり、満場一致にて承認を得た。
6. 次期理事長選定ルール 役職者選出委員会代理 西口幸雄  
現在理事長選定ルールがないことから、今回ルールを策定し実施したく役職者選出委員会と事務局にて選定ルール案を作成した。資料に基づきルール案の説明があり満場一致にて承認を得た。2019年7月末にて理事長退任となることから、準備期間も含めて来年1月から手続を進めていくことになった。

### 【報告事項】

7. 庶務報告(資料7) 事務局長 西口幸雄

報告は資料通り。

8. 委員会報告

1) あり方委員会 委員長 西口幸雄

今年度報告する事項はなし。

2) 倫理委員会 委員長 鈴木裕

北川前委員長の元で認知症患者におけるPEGの適応に関する立場表明を行った。今後の活動に際してまず委員の増員を行い、可能であればPEGの好ましくない症例の適応に関するステートメントを出したいと考えている。委員の増員については委員長に一任いただいで選出するつもりである。

3) 総務委員会 委員長 西口幸雄

庶務報告で報告済み。

4) 財務委員会 委員長 妙中直之

審議事項にて審議済み。

5) 編集委員会 委員長 比企直樹

現在編集中央委員会の判断ではなく委員長のみの判断で対応していることが多いことから、現在編集中央委員と編集委員に分かれているが、今後はまとめて編集委員として機能させていくことにし、以下のように対処することにした。

- ・編集中央委員及び編集委員より17名を選出してその中から3名副編集委員長を選出する。

- ・3名の副編集委員長が査読者を選び査読が返ってきたら編集委員長に報告し編集委員長と副編集委員長で審議する。

また、投稿を電子投稿に変更することも検討していくつもりであり、今後見積もりをとり検討した結果を理事会に報告及び審議していただくつもりである。

井上善文理事から、制作費が高額ではないのかという意見があり、これに関しては事務局と財務委員会にて現状を確認し編集委員長に報告することになった。

6) 広報委員会 委員長 妙中直之

資料に基づいてHP更新やニュースレター発行の報告があった。

7) 規約委員会 委員長 比企直樹

法人化する場合は弁護士に相談しなければいけない、法人化をしない場合でも司法書士に相談した方がいいと考えられる。今後必要に応じて対応していくつもりである。上野文昭理事長から法人化等に関する件については今後あり方委員会で検討を進めていくよう意見があった。

8) 役職者選出委員会

2018年8月1日付就任人事について、審議事項にて報告済み。

9) 用語委員会 委員長 倉敏郎

今年度報告する事項はなし。

10) 社会保険委員会 委員長 鈴木裕

当学会が学術団体として認定されていないため、ここから厚労省への直接の書類等の提出はできない。実際に厚労省に確認したところ、現時点では内視鏡学会もしくは外保連など手技や機材に合わせた学会からだしてもらいたい、ただしPEG・在宅医療学会は高齢者社会に非常に関連している学会なので、意見などあれば個別対応も可能であるとの回答があった。例えば、胃瘻交換に関して現場では混乱が生じていることから、こういった問題に関して委員会として対応していくべきであるとの意見でまとまったとの報告があった。井上善文理事から、委員長が

大きな学会の役員であることからそこからの意見をあげていくことはできないのかとの意見があった。鈴木裕委員長から、現在内視鏡学会には当学会小原勝敏監事に現状を報告している、手技に関しては外保連から意見をあげるように厚労省から指示があったので、日本静脈経腸栄養学会には意見を出していないとの回答があった。西口幸雄理事から、やはり日本静脈経腸栄養学会からもあげてもらうのがいいのではないかという意見があり、今後検討していくこととなった。

- 11) 教育委員会 委員長 比企直樹  
資料に基づき、e-Learning の開催状況報告及び e-Learning の作成状況報告があった。今後委員の負担軽減も踏まえて作成方法について再検討し、費用が生じる場合にはメールにて審議をお願いする予定である。
- 12) 資格認定制度委員会 委員長 永井祐吾  
資格認定結果について審議事項にて審議済み。
- 13) PEG チーム医療委員会 委員長 小川彦彦  
明日の学術集会時にワークショップを開催予定であり、ぜひ参加をお願いしたい。メディカルスタッフの発表を評価することで、この学術集会への参加を促すということを目的として特別賞を設けており、各地方にある PEG に関する 5 つの研究会のメディカルスタッフの発表演題を紹介いただき、この学会で発表してもらっている。特別賞の他に今回から看護師を対象とした梶西賞を設けた。
- 14) 選奨委員会 委員長 倉 敏郎  
2018年度論文賞として学会誌21号掲載の山田桐絵氏の原著を選出し、メール審議にて承認された旨報告があった。授賞式は明日15日の学術評議員・施設代表者会議にて行われる。
- 15) COI 委員会 委員長 瀧藤克也  
昨年より毎年役職者に関しては COI の提出をお願いしており、今年は8月末締め切り時点で約60%の提出があった。また HP に掲載されている COI に関する文書内に修正及び補足等があるので今後このような事があった場合には随時修正更新していく予定である。学会発表時のサンプルも HP に掲載しているので参考にさせていただきたい。また当学会にて論文発表時にも COI の提出は必要であると考えられるので、編集委員会内で投稿規定の検討も行っていただきたい。
- 16) データベース委員会 委員長 今里真  
先ほど開催した委員会にて予後と合併症というテーマで UMIN のクラウドシステムを使用して行っていくことが決まった。方法等は以下のようにすることになった。
  - ・ 家族の同意を得ることで、転院先でも同意書を基にデータを得ることができるのではないかと
  - ・ 各施設への倫理委員会提出の書式については当学会倫理委員会の書式を統一して使用する
  - ・ 国際的な基準での合併症の定義を基に作成し用語委員会の許可を得る
  - ・ 調査に偏りの出ないように全国的な調査を行う
  - ・ 当初は200症例程度を考えていたが、全国的な調査でもっと多くの症例を得る今後関係する委員会とも連携して活動を進めていくつもりである。
- 17) 胃壁固定に関する調査委員会 委員長 鷺澤尚宏  
昨年の理事会終了後、倫理委員会にアンケート調査について審議を依頼しその後理事会の承認を得たうえでアンケート調査を進めたことでアンケート開始が12月となった。方法及び結果について別紙資料に基づき報告があった。結果の中であり得ないような回答もいくつかあったことから、今後追跡調査をすることも検討している。ただ、この委員会はアドホックであり調査した結果を基に関係する委員会が検討していく事になるので今後委員会活動を継続していくことについても検討していただきたい。上野文昭理事長からこの調査結果を基に今後追加調査をする事項はあるかどうかについて社会保険委員会鈴木裕委員長に質問があった。鈴木裕委員長からは厚労省に意見を持っていく場合、下記2点のどちらかが必要であり、
  - ・ エビデンスが構築されている場合
  - ・ 認可しないことによる国民の健康被害に及ぼす影響が明らかにわかっている場合

- ただ上記2点は現時点ではかなり難しいと考えられるので、胃壁固定の手技料ではなく償還価格でもっていくのが現実的かもしれない。上記よりもこの学会からデータを出してエビデンスを発信していくことが一番いいのではないかと考えられる。との意見があった。
- 井上善文理事よりこのアンケートの目的が不明瞭ではないかとの意見があった。鮎田昌貴代議員から胃壁固定に関する調査委員会発足の経緯について、以前個人的にアンケートを行った結果、半数以上から点数が加算されないから胃壁固定を行わないという意見があったことから、胃壁固定の社会保険点数化を目的として提案したと報告があった。また、今回の調査を基にケースレポートとして発信していくことも有力な資料となるのではないかと、との意見があった。有本之嗣理事から先ほど開催された社会保険委員会内でもこの件についての意見が出ており、委員会内での検討内容について報告があった。鷺澤尚宏委員長から今回の調査でケースレポートとして発信することは可能であるが、予防できたかできなかったかなどという結果がない以上、エビデンスとして発信することに無理がある。今後追加調査を行うことは可能であるが予算的なことも考慮に入れて検討していただきたいとの意見があった。上野文昭理事長からエビデンスがあるかどうかではなく固定をしないと大変なことになるという調査をするほうが必要なのではないかとの意見があった。鷺澤尚宏委員長から前回の調査ではその事項はあったが、回答を得ることができなかったとの報告があった。鈴木裕理事からこれだけの胃瘻造設の数をやっているという事実と、やらなくてこんな大変なことが起きたという2つの事例をもって説明することが必要であるという意見があった。大石英人代議員から全症例に対して考えていくことは不可能に近いと考えられるので、なかなか瘻孔が作りにくい症例に絞って被劣勢で問題なく対処できた症例を集めるなどしていかないと数字にも出てこないし、厚労省は認めないのではないかという意見があった。嶋尾仁名誉会員から合併症の報告は1980年代まで遡るとかなり出てくると思うので、参考にするのもいいのではないかと意見があった。赤津裕康代議員から平成26年から事故調査について制定されており、各施設で事故調査委員会があるので、各施設のデータベースを調査すればある程度の症例を得ることが可能なのではないかと意見があった。鷺澤尚宏委員長から上記意見について自身の近い医療安全関連部門でまず確認してみるとの発言があった。井上善文理事から、保険診療の話が中心となっているが学術団体である以上学術的に証明し検討を行い論文文化することも重要なのではないかと意見があった。鈴木裕社会保険委員長からも日本の現状を世界に発信してもおかしくないデータになると思うし、しっかりとエビデンスを作る可能性はあると思うのでデータベース委員会も参加したほうがいいかもしれないという意見があった。今里真データベース委員長から、委員会内でこの件について検討した結果が報告された。今後は明日の学術集会での報告を確認し、社会保険委員会とも連携して進めていくよう、上野文昭理事長から発言があった。
- 18) 学術団体準備委員会 委員長 倉 敏郎  
今後も引き続き問題点について検討していくつもりである。
  - 19) 嚥下機能評価委員会 委員長代理 鈴木 裕  
PEG・在宅医療学会と PDN が協力して嚥下機能評価研修会を開催しており、今までに20回開催し5,270名の受講があった。毎年2回の開催をしており、1月は381名、7月は385名の受講者となった。
  - 20) PEG カテーテル問題検討委員会 委員長 倉 敏郎  
新しい規格の接続のカテーテルが厚労省から認可され来年の秋くらいから現場に出てくるということになり、各病院で混乱が生じないかなどが危惧される。問題を検証すると共に問題が生じた場合に問題点を厚労省に報告するなどの活動をおこなっていくつもりである。
9. 第24回学術集会準備報告 学術集会会長 西口幸雄  
2019年9月7日(土) 大阪国際交流センターにて開催予定。  
テーマ:<以和為貴>
  10. 第25回学術集会準備報告 学術集会会長 鈴木 裕  
2020年9月20日(日) 国際医療福祉大学病院 赤坂キャンパスにて開催予定。  
その他:  
理事長から来年7月末日で退任するにあたり、これまでの皆さまへのご協力に対し謝辞が述べられた。

# 2018年12月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp	主に道内の医師・看護師 師・栄養士・薬剤師 等
2	福島県 PEG と栄養経腸と在宅医療フォーラム (旧 福島県 PEG 研究会) 木暮道彦 (公立藤田総合病院 消化器病センター長) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部部長)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 渡辺 晃 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:kowatan@fmu.ac.jp	医師・消化器内視鏡技 師・看護師・薬剤師・ 栄養士など
3	茨城県 PEG・PTEG 研究会 山本祐二 (つくばセントラル病院 外科)	つくばセントラル病院 外科 山本祐二 〒300-1211 茨城県牛久市柏田町1589-3 TEL:029-872-1771 FAX:029-874-4763 <b>第20回茨城 PEG・PTEG 研究会・第21回茨城 PDN セミナー</b> <b>当番世話人 丸山常彦(東京医大茨城医療センター外科)</b> <b>2019年6月22日(土) つくば国際会議場(つくば市)</b> 開催事務局:つくばセントラル病院 外科 山本祐二 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・介護士など、 経管栄養に携わる全 ての職種
4	北陸PEG・在宅栄養研究会 小川滋彦 (小川病院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921	医師・コメディカル
5	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4191 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp	医師・看護師・薬剤師・ 栄養士・言語聴覚士
6	松阪地区在宅栄養研究会 鮎田昌貴 (ふなだ外科内科クリニック 院長)	ふなだ外科内科クリニック 〒515-0041 三重県松阪市上川町2279-1 TEL:0598-28-6600 FAX:0598-28-6633 E-mail:funada@ma.mctv.ne.jp URL:http://www.funadaclinic.com	医療関係者・在宅医療 従事者など
7	滋賀 PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383	医師・看護師・保健師 など
8	広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島ベージェント) 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長) 徳毛宏則 (JA 広島総合病院 消化器内科)	JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3 TEL:0829-36-3111 FAX:0829-36-5573 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org <b>第14回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会 当番世話人:助金淳(日比野病院)</b> <b>2019年3月9日(土)(広島市)広島コンベンションホール</b> 開催事務局:JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 (住所・連絡先は同上)	一般市民、医師・看護 師・栄養士・薬剤師・ 内視鏡技師・訪問看護 スタッフ・介護施設職 員など
9	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:neko@wa2.so-net.ne.jp URL:http://www.hibino.or.jp/	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・内視鏡技師・ リハビリスタッフ他 全医療従事者
10	福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 (旧 福岡 PEG 研究会) 宮崎 卓 (ヨコクラ病院 外科)	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎卓 〒839-0295 福岡県みやま市高田町濃施480-2 TEL:0944-22-5811 FAX:0944-22-2045 <b>第4回福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 当番世話人:山内健(産業医科大学病院 小児外科 准教授)</b> <b>2019年6月29日(土) TKP ガーデンシティ博多新幹線口(福岡市)</b> 開催事務局:医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎卓 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ ソーシャルワーカー
11	大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111 <b>第22回大分 PEG・経腸栄養研究会 当番世話人:管 聡(坂ノ市病院 院長)</b> <b>2019年2月23日(土) 大分市佐賀関(大分市)</b> 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、 内視鏡技師のほか PEG 関連の方
12	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッ フ全般
13	九州 PEG サミット 城本和明 (PEG ケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文 (大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹 (鹿児島 PEG カンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッ フ全般
14	南薩PEGと経腸栄養を学ぶ会 伊東徹 (南薩ケアほすびたる 消化器内科 部長)	南薩ケアほすびたる 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山5860 TEL:0993-56-1155 FAX:0993-56-1157 E-mail:nansatueg@gmail.com	全ての医療関係者

※2018年12月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療学会事務局までご連絡下さい。



## イグノーベル賞を受賞して

昭和伊南総合病院消化器病センター 堀内 朗

昭和伊南総合病院の堀内でございます。この度は、思いがけず、イグノーベル賞を受賞しました。大勢の方にお祝いのお言葉を頂戴し心から感謝しております。

私は、1985年に信州大学を卒業し、信州大学薬理学教室に8年間在籍して研究の手法と英語発表・英語論文の書き方を学びました。その後、1993年4月に信州大学第2内科学教室に入局、消化器内視鏡検査・治療を中心に研修しました。その間に世界で初めて Autoimmune chronic pancreatitis として報告する IgG4関連疾患、自己免疫性膵炎の第一例目に遭遇しました。昭和伊南総合病院に1999年4月に赴任してからは消化器内視鏡診療を中心とした一般臨床業務に従事して20年間になります。その間、2004年から PEG に、2006年から嚥下内視鏡検査に関心を持ち、PEG・在宅医療研究会、学会に所属させていただいて今日に至っております。

2001年頃から、内視鏡スコープやその他の道具が改善している割には消化器内視鏡検査・治療の環境が変わらないことに疑問を感じ始めました。内視鏡検査を受けなさいと指示しながら漫然と苦しい検査を実施する、大腸ポリープをとった方が良いと言いながら小さなポリープを取らない環境を変えたいと思うようになりました。世界的には小児消化器病医のサブスペシャリティは確立されているのですが、日本では一般的でなかった小児消化器内視鏡医の育成にも関わってきました。当院では、最短2週間から最長6ヶ月間の期間で総勢40名の小児内

科・外科医の先生の内視鏡研修を受け入れてきました。

とにかく、消化器内視鏡医としてハードルの低い内視鏡検査・治療を普及させて日本の胃癌死・大腸癌死を撲滅させ、日本の内視鏡の力を世界に発信したいと思って活動してきました。“内視鏡は、日本の文化”であると訴えてきました。実際に無駄なほど気軽に内視鏡検査が受けられる環境だと胃癌死・大腸癌死が減少するのではないかというデータを私どもの地域から出せそうな気配にもなってきました。

そうした背景の中で今回、イグノーベル賞を受賞できたことに神様のいたずらを感じています。しかし、受賞論文の細径内視鏡を使用した座位での大腸内視鏡自己挿入研究(写真1)は、2006年に終了していますので誤解のないようにお願いします。そのため、今回の受賞論文

写真1



の研究は私の内視鏡研究の原点として説明させていただいております。ハーバード大学サンダース講堂での授賞

式では“笑いをとる”ことが必須あると知らされていましたが、大腸内視鏡スコープと白衣を持参した以外には特別な用意はしませんでした。実際にはその場の雰囲気に基づいた即興でしたが、あまり考えていなかったことが良かったのか幸い大受けしました。授賞式で頂いたトロフィー（写真2）と副賞の10兆ジンバウエドル（写真3）を掲載させていただきます。その後、マサツセツチュ工科大学の講堂にてミニレクチャー（写真4）をさせていただきました。けっして上手な英語ではありませんでしたが、ここでも“笑いをとる”ことができてほっとして帰国しました。その後、困ったことは、旅費、滞在費等全部個人負担であったことと自宅まで取材に来られるマスコミの方がいたので家内のご機嫌が悪くて苦労しました。

これまで以上に会員の先生方の応援をいただいて臨床研究に没頭していきいと思いますので引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

写真2

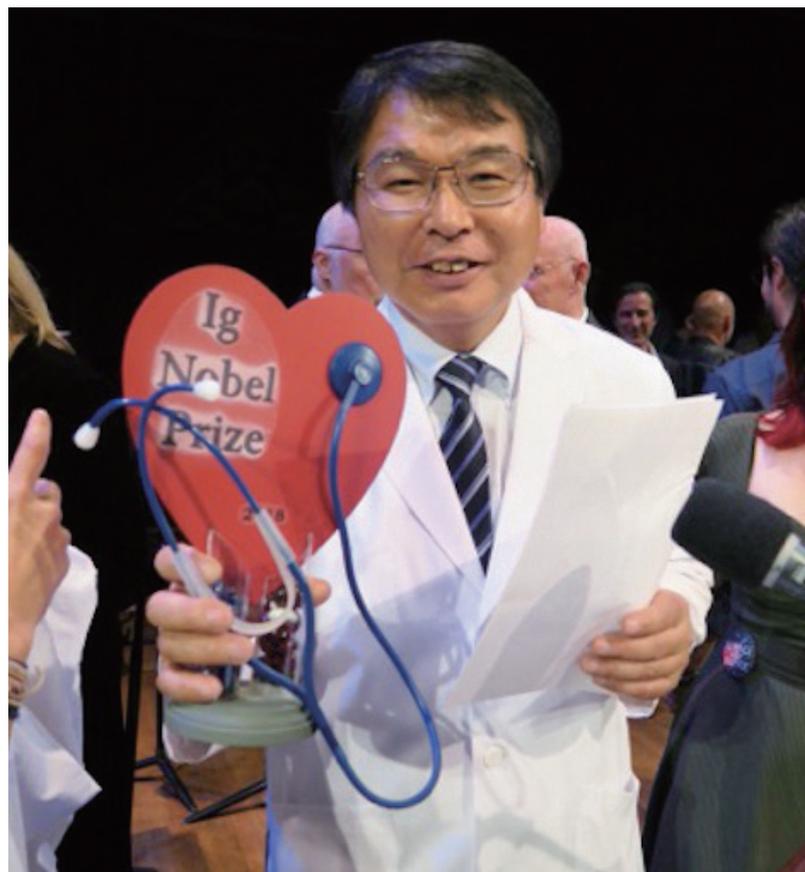


写真3



写真4



## 【会費納入のお願い】

学会移行に伴い、8月1日～翌年7月31日までに年度が変更となりました。会誌発送時(8月下旬)に2018年度の年会費納入依頼を同封しておりますので年会費の納入をお願いいたします。

払込票を紛失された場合は、事務局までご連絡ください。また、振込票を使用せず下記口座に直接振り込んでいただいても結構です。その場合はお名前、会員番号を必ず記載してください。

### <郵便局からお振込の場合>

口座番号：00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

### <銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

- ②施設会員：HPから(施設会員の登録について)をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局までFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。
- ③賛助会員：メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または学会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

## 【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当学会に関連する活動にのみ使用させていただきますこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

## 【事務局】

〒532-0034 大阪府大阪市淀川区野中北2-12-27 十三市民病院 外科内

PEG・在宅医療学会事務局 西口幸雄

TEL & FAX：06-6167-7186

E-mail: peg-office@umin.org

URL: http://www.heq.jp

## 役職者の就任について

2018年9月14日に開催された第2回理事会・代議員会において次の方の2019年度役職者の就任が承認されました。(敬称略・50音順)

- 理事：妙中直之・瀧藤克也・比企直樹
- 学術評議員：沢井正佳・森安博人・山田圭子

## インフォメーション

- 第8回認定資格申請は、来年1月4日～4月末日消印到着で受付をいたします。ホームページの資格認定制度ページより申請用書式をダウンロードし、必要書類をそろえて手続きをお願いいたします。
- 2019年10月末日に資格の有効期限を迎える該当者および該当施設には、来年2月中旬に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は書面到着後から4月末日消印到着です。
- 弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。(トップページ>PEG・在宅医療学会>ニュースレター)
- 会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umi.org)まで送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。
- 業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願いいたします。

事務局長：西口幸雄(理事)

事務局所在地：〒532-0034 大阪府大阪市淀川区野中北2-12-27  
十三市民病院 外科内

- ・会員登録等学会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ：  
PEG・在宅医療学会事務局  
E-mail: peg-office@umin.org TEL&FAX: 06-6167-7186
- ・教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ：  
PEG・在宅医療学会 教育認定窓口  
E-mail: kyoiku-nintei@heq.jp TEL&FAX: 042-714-7106

## PEG・在宅医療学会(HEQ)入会のご案内

PEG・在宅医療学会(Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life)は、経皮内視鏡的胃腸造設術(PEG)等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者のQOL向上を達成するための学会です。1996年創設のHEQ研究会から2009年9月27日にPEG・在宅医療研究会に名称変更、2017年8月1日にはPEG・在宅医療学会に名称を変更いたしました。

### 【事業】

年1回の学会学術集会の開催と学会会誌「在宅医療と内視鏡治療」およびニュースレターの発行等必要な事業を行います。

### 【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業、団体です。

### 【会員の特典】

- ・本会主催の学会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表することができます。
- ・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

### 【年会費】

施設会員 ￥20,000(5名まで)  
※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可

個人会員 医師/歯科医師 ￥7,000  
コ・メディカル ￥5,000(薬剤師・看護師・医療技術員等)

賛助会員 ￥100,000(1口)

### 【会計年度】

毎年8月1日より翌年7月31日

### 【入会手続】

事務局にFAXまたはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。

※学会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。

- ①個人会員：会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒にFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。

### 【振込先】

<郵便局からお振込の場合>

※郵便局備え付けの「振替口座 払込取扱票(青字)」をご使用下さい。

口座番号 00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

## PEG・在宅医療学会 会則

### 第一条 名称

本会はPEG・在宅医療学会 英文名:Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life (HEQ) と称する

### 第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care)の推進を目指し、経皮内視鏡的胃腸造設術(PEG)等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy)の補助による患者のQuality of Life(QOL)向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

### 第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 年1回以上の学術集会開催
2. 年1回以上の会誌の発行
3. その他必要な事業

### 第四条 会員

1. 本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。
  - 個人会員・・・個人として本会に入会したもの
  - 施設会員・・・施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)
  - 賛助会員・・・本会の運営を賛助する企業・団体
  - 名誉職会員・・・本会に役員として貢献し、定年となったもの
2. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を当該年度の会費とともに本会事務局に提出する。
3. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。この場合既納会費は返却しない。
4. 会費を3年間以上継続して滞納した会員は退会したものと見なす。

### 第五条 役員・名誉職会員・学術集會会長

1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。
  - 理事長(1名)・・・理事会で選出され、本会を代表する。
  - 理事(若干名)・・・代議員から選出され、理事会を開催し、本会の企画運営を行う。
  - 監事(2名)・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。理事や代議員との兼務はできない。
2. 本会に次の名誉職会員を置く。
  - 名誉理事長・・・本会の理事長として功績のあったもの。理事会・代議員会で推薦される。
  - 名誉会員・・・学術集会を開催した学術集會会長、またはそれと同等の功績があったもの。理事会・代議員会で推薦される。
  - 特別会員・・・本会に功績のあったもの。理事会・代議員会で推薦される。
3. 学術集会の運営にあたる学術集會会長を置く。
  - 学術集會会長・・・理事の中より順次選び、担当する年の学術集会を開催し、その実務運営にあたる。

### 第六条 代議員・学術評議員

- 代議員・・・理事会での決定事項を承認する。会計を議決する。
- 学術評議員・・・学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

### 第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

1. 理事は代議員会で選挙により決定する。
2. 代議員は会員の選挙により決定する。
3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代議員会で承認される。
4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。
5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもってする。監事は70歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。
6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

## 第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。

1. 理事会・・・理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議決する。  
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて理事の過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
2. 代議員会・・・理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。  
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
3. 委員会・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。  
委員長は理事長から委嘱される。

## 第九条 会費

1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
2. 会費は別途、施行細則で決定する。

## 第十条 会計

1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
3. 理事会の議を経て、代議員会で会計報告を行い、承認を得る。

## 第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

## 第十二条 事務局

1. 本会の事務局は十三市民病院外科内に置く。
2. 事務の責任者として事務局長を置く。

## 第十三条 (附則) 本会則は平成29年8月1日より施行する。

平成29年8月1日 制定・施行  
平成29年9月22日 改定  
平成30年4月1日 改定

## 施行細則

### 第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、時限委員会を設置することができる。

1. あり方委員会
2. 倫理委員会
3. 総務委員会
4. 財務委員会
5. 編集委員会
6. 広報委員会
7. 規約委員会
8. 役職者選出委員会
9. 学術委員会
10. 用語委員会
11. 社会保険委員会
12. 教育委員会
13. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
14. PEG チーム医療委員会
15. 選奨委員会
16. COI 委員会
17. データベース委員会

### 第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

### 第三条 年会費

1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
3. 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

## PEG・在宅医療学会 投稿規定

### ■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本学会会員であることを原則とする。  
また、著者の総数は10名以内とすること。

### ■掲載規定■

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨(250語以内)を添付する。和文原稿は本文(文献含む)が5,000～6,000字以内を原則とする。  
図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。  
ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
5. 原稿はプリントアウト3部(図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局あてに書留(簡易書留も可)送付する。
6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委

員会において決定する。

7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当学会に帰属する。

### ■執筆要項■

1. 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下・・・と略す)」と断る。
4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、頻雑になると判断される場合はこの限りではない。
5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「1」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近の Index Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。  
(雑誌) 著者名. 題名. 雑誌名 西暦発行年; 巻数: 頁(初～終)  
(書籍) 著者名. 題名. In: 書名(編者名). 発行地: 発行所名, 西暦発行年: 頁(初～終)  
なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)あるいは(abstr) とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。
6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記載しておくこと。
8. 図表の説明(legend) は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または Figure」「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート(ホームページ上でダウンロード可)と共に郵送すること。
10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。

### ■原稿送付先■

〒532-0034

大阪府大阪市淀川区野中北2-12-27 十三市民病院 外科内

PEG・在宅医療学会 会誌担当

TEL&FAX: 06-6167-7186

E-Mail: peg-office@umin.org

必ず書留(簡易書留も可)にてお送り下さい。

(2018年4月1日 改訂)

## PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 第1条 PEG・在宅医療学会(以下本会)は、胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度(以下本制度)を設ける。

(認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

(認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会(以下本委員会)を設ける。

### 第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

- 第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以下本委員)で構成される。
2. 本委員長は本会の理事から選任され、委員は理事・代議員・学術評議員および若干の有識者から委員長が指名する。
3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
  - 1) 資格条件検討委員会
  - 2) 資格審査委員会
4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は理事会で承認の上、理事長が委嘱する。

(認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
3. 本委員長は委員会の審議結果を理事会に報告し承認を得る。

(認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同

数の場合は本委員長が議決するものとする。

#### (任期)

- 第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

#### (欠員の補充)

- 第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、理事長が代行を指名する。  
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 小委員会

#### (小委員会の構成およびその業務)

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設としての資格条件を検討するための委員会である。
  3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

#### (小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

- 第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

#### (小委員会委員長の職務)

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。
2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。
  3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

#### (小委員会の成立)

- 第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

#### (議決の方法)

- 第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

#### (任期)

- 第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

#### (欠員の補充)

- 第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代行を指名する。  
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

#### (個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
  3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
  4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
  5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

#### (施設資格の種類)

- 第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定資格と専門資格を設ける。
2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

#### (個人資格、施設資格の申請)

- 第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

#### (申請の方法)

- 第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。
- (1) 認定申請書(書式I)
  - (2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
  - (3) オンライン教育セミナー/資格試験受講証の写し
  - (4) 経験症例数証明書(書式II、ただし胃瘻教育者は除く)
    - 1) 症例数または症例数のスコア(II-3)
    - 2) 代表症例10例のケースカード(II-1または2)書式II-3～5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。
  - (5) 業績目録(書式III-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績(書式III-2)とする)  
学会や研究会の参加証、発表や講演を行った日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙および論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

- 第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書(書式IV)
- (2) 1. 認定造設施設:1名以上の認定造設医師(非常勤可)の認定証コピー  
2. 認定管理施設:1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認定管理士の認定証コピー  
3. 専門造設施設:1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー  
4. 専門管理施設:1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門管理士の認定証コピー

### 第5章 認定、登録、資格喪失

#### (認定審査)

- 第23条 認定審査は以下のごとくとする。
- 1) 審査料:1資格につき5000円
  - 2) 申請の時期:毎年1月4日から4月末日到着分。
  - 3) 認定審査の時期:5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、理事会で承認を得る。
  - 4) 認定結果:10月15日までに申請者に通知する。

#### (登録)

- 第24条 登録は以下のごとく行う。
- 1) 登録料:1資格につき5000円
  - 2) 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
  - 3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

#### (個人資格、施設資格認定証の交付)

- 第25条 個人資格および施設資格認定証は本会が理事長名で交付する。

#### (個人資格、施設資格認定証の有効期限)

- 第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

#### (個人資格、施設資格の喪失)

- 第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。
1. 本会の会員としての資格を喪失したとき。
  2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
  3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
  4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
  5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

#### (個人資格、施設資格の取消)

- 第28条 個人資格および施設資格が不適当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

#### (個人資格、施設資格認定証の返却)

- 第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

### 第6章 資格更新

#### (個人資格、施設資格の更新)

- 第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審査委員会に提出する。
2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

### 第7章 教育

#### (教育制度の構築)

- 第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。
2. その詳細は別途定める。

### 第8章 その他

#### (会計)

- 第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用のゆうちょ銀行振替口座(PEG・在宅医療学会資格認定制度)を通じて行い、年度末締めにより学会取支へ統合し監査を受けるものとする。
2. 本口座の管理代表は事務局長がとめる。

#### (本認定制度規則の変更)

- 第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

#### (本認定制度規則の施行)

- 第34条 本認定制度規則は平成29年8月1日から施行する。
- |            |      |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定   |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成23年9月9日  | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成29年9月22日 | 一部改訂 |

## PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

#### 第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
2. 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格を設ける。
3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認定資格と専門資格を設ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本会会員資格  
PEG・在宅医療学会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
2. 資格別の条件
  - 1) 胃瘻造設者の資格  
医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。  
後出で記載する3から6項を証明できること。
  - 2) 胃瘻管理者の資格  
医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。
  - 3) 胃瘻教育者の資格  
胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上(1項目2つでも可)をを証明できること。(書式Ⅲ-2)
    - (1) 論文・著書の筆頭著者(学会発表抄録は不可)
    - (2) 本会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者(一般演題は不可)
    - (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
    - (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者
3. 本会への参加義務  
PEG・在宅医療学会学術集会へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の本会学術集会の参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。
4. 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式Ⅱ、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)  
書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。
  - 1) 胃瘻造設：術者(内視鏡担当は含まない)としての造設症例数をもって表す。
    - 1 症例に対し2名の造設医の登録が可能である。
  - 2) 胃瘻管理：入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもって表す。
    - (1) 入院・入所症例：少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。
      - 1 症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
    - (2) 在宅症例：症例数X年数のスコアで表す。(例：A症例を引き続き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5である。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)
      - 1 症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類の提出を必要とする。
5. 業績目録(書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)  
以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
  - (1) 本会参加(必須条件)：10点
  - (2) 本会学術集会における発表  
筆頭者：10点、筆頭以外：5点
  - (3) 在宅医療と内視鏡治療(本会機関誌)論文発表(発表抄録は不可)  
筆頭執筆：20点、筆頭以外：5点
  - (4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない)  
著書・雑誌論文：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。  
筆頭執筆：10点、筆頭以外：5点
  - (5) 本会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの)：10点
  - (6) 学会、研究会、地方会における発表  
内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する  
筆頭発表5点、筆頭以外3点
  - (7) 本会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、コメンテーター、特別発言：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。それぞれにつき10点
  - (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加  
それぞれにつき3点
  - (9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点  
本会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。
6. オンライン教育セミナー/資格試験受講証明書の写し 10点  
本会が主催するオンライン教育セミナー/資格試験の受講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。  
ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはないが、更新時の条件として受講を必須とする。

### 第3条 認定の種類

1. 個人資格
  - 1) 胃瘻造設者  
認定胃瘻造設医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
専門胃瘻造設医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
  - 2) 胃瘻管理者
    - (1) 入院・入所施設：  
認定胃瘻管理医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
認定胃瘻管理士：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
専門胃瘻管理医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの  
専門胃瘻管理士：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
    - (2) 在宅管理：  
認定胃瘻管理医師：スコア20以上かつ業績30点以上のもの  
認定胃瘻管理士：スコア20以上かつ業績30点以上のもの

専門胃瘻管理医師：スコア40以上かつ業績50点以上のもの  
専門胃瘻管理士：スコア40以上かつ業績50点以上のもの

- 3) 胃瘻教育者  
第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの
2. 施設資格  
施設会員として本会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
  - 1) 造設施設  
認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること  
専門胃瘻造設施設：(1)1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること  
(2)嚥下機能評価が可能であること。
  - 2) 管理施設  
認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の認定胃瘻管理士が在籍すること  
専門胃瘻管理施設：(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること  
(2)嚥下機能評価が可能であること。

### <更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本会学術集会の参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)受講を必須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

- 1) 個人資格
  - (1) 認定胃瘻造設者(医師)：業績20点以上
  - (2) 専門胃瘻造設者(医師)：業績30点以上
  - (3) 認定胃瘻管理者(医師および看護師)：業績20点以上
  - (4) 専門胃瘻管理者(医師および看護師)：業績30点以上
  - (5) 認定胃瘻教育者：業績20点以上
- 2) 施設資格
  - (1) 認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し
  - (2) 専門胃瘻造設施設：(1)1名以上の専門胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し  
(2)嚥下機能評価が可能であること。
  - (3) 認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し
  - (4) 専門胃瘻管理施設：(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し  
(2)嚥下機能評価が可能であること。各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場合に限るものとする。

### 第5条 更新手続きの期間

- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
- 2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

### 第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

### 第7条 更新時の審査

- 更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、理事会了承により正式な更新許可とする。
2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められた場合には証書を同送する。
  3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。  
ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1年間は手続きの猶予を設ける。

### <本施行細則の変更>

第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

### <本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成29年8月1日から施行する。

- |            |      |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定   |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成25年9月6日  | 一部改訂 |
| 平成26年9月12日 | 一部改訂 |
| 平成28年9月2日  | 一部改訂 |
| 平成29年9月22日 | 一部改訂 |

